

令和7年度 学生定期健康診断の実施について

熊本大学保健センター

「学校保健安全法第13条第1項」及び「学校保健安全法施行規則第5条第1項」の規定に基づき、学生の定期健康診断を次のとおり実施しますので、必ず受診してください。

1 学生定期健康診断の検査項目及び検査対象学生

(1) 一般健康診断（定期健康診断及び尿検査日程：別紙1、2及び3のとおり）

検査項目	学部・学環1年次生 研究生・留学生等	卒業及び修了 予定者	学部・学環学生 大学院生・その他 (卒業・修了予定者以外)
身長・体重測定	全員	全員	全員
内科	全員	全員	全員
血圧測定	全員	全員	全員
尿検査	全員	全員	希望者
X線直接撮影	全員 (初めて本学に 立ち入る(入学 する)学生)	① 初めて本学に立ち入る(入学する)学生 ② 今年度病院実習・教育実習予定者 *令和7年2月実施対象者を除く	

(2) 精密検査

検査項目	検査対象学生
内科診察 血液検査 尿検査 血圧測定 心電図検査	一般健康診断で「要精密検査」と診断され、保健センターが指示した者全員 精密検査は5月中旬頃から実施する予定